

○西中総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第175回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は3つございます。

議題1「官民データ活用推進基本計画（案）に対する意見について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議題1について御説明申し上げます。

資料1-1及び資料1-2を御覧ください。

高度情報通信ネットワーク社会推進本部におきましては、デジタル社会の実現に向けた重点計画を作成いたします。

こちらは、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第36条第1項に規定する高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画及び官民データ活用推進基本法第8条第1項に規定する官民データ活用推進基本計画、この両計画を統合したものとして、閣議決定される計画でございます。

本計画は、デジタル庁の発足を控え、デジタル庁を司令塔として、デジタル社会の形成に向けた官民の施策や取組を、迅速かつ重点的に推進する観点から策定されるものとなっております。

国・地方公共団体、民間を始めとする社会全体のデジタル化について、関係者が一丸となって推進すべき取組を示すことにより、デジタル社会の形成に向けた羅針盤とすることが目指されているものでございます。

別紙の1を御覧ください。

官民データ活用推進基本法に基づきまして、官民データ活用推進基本計画の案を作成する場合におきましては、個人情報保護委員会の意見を聴くこととされております。

また、個人に関する情報をその内容に含む官民データ活用の推進に関する重要事項について、これについても、個人情報保護委員会との緊密な連携を図ることとされております。

今般、策定されるデジタル社会の実現に向けた重点計画というのは、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画と官民データ活用推進基本計画を統合した形で策定されるものでございますので、後者の案として、委員会が意見の聴取を受けているという形になっております。

別紙の2に重点計画の委員会に係る部分、別紙の3に重点計画の全体版について、また、別紙の4として、今回の重点計画の付属文書として閣議決定される予定でございます包括的データ戦略の全文をお付けしているところでございます。

こちらの重点計画につきまして、資料1-2のように、委員会から送付する意見（案）を考えております。こちらについて御審議いただきたく存じます。

なお、計画では、令和3年9月1日のデジタル社会形成基本法の施行を見据え、同法第

37条第1項に規定するデジタル社会の形成に関する重点計画に、現時点において盛り込むべきと考えられる事項が示されております。

今後、本計画を踏まえつつ、デジタル庁の創設後、速やかにデジタル社会形成基本法37条第1項に基づく「新重点計画」というものが策定されることとなります。

こちらについて、案が作成されるに当たっては、内閣総理大臣が同法37条第4号に基づきまして、委員会の意見を聴くこととされておりますので、また別途対応していくということになろうかと思っております。

御説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、官民データ活用推進基本法第21条第4項の規定に基づく意見（案）について、原案のとおり決定し、事務局において所要の手続を進めたいと思っております。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

事務局においては、所要の手続を進めてください。

なお、本議題の資料につきましては、計画案が閣議決定前の段階のものであることから、公表しないこととし、閣議決定後に、別途資料公表することといたします。

それでは、次の議題に移ります。

では、議題2「事業活動における個人データの越境移転の実態に関する調査について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 事業活動における個人データの越境移転の実態に関する調査について、資料に基づき、御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。

令和2年改正個人情報保護法では、個人データの越境移転時に、本人への情報提供の充実などを求めており、この度、事業者における外国への個人データ移転の実態を把握するために実施した調査の結果概要を御報告させていただきます。

まず、調査の概要について御説明いたします。

本調査は、本年3月23日から金融、通信、信販などの主要業界については、事業所管省庁と共同で、また、その他業界についても、経団連、新経連と協力のもと、我が国主要企業の海外での個人情報取扱状況などについて、アンケート調査を実施いたしました。

全体の回答数は150事業者、回答率は7.7%であり、業種別に大きな偏りは見られませんでした。

次に、個人データの保管場所について御説明いたします。

国内のみにデータを保管している事業者が半数を超えておりますが、約44%の事業者は、データを海外にも保管していることが分かりました。

データの保管先は、米国、シンガポール、オーストラリア、欧州諸国などが多くを占めております。

個人データの越境移転について、約55%の事業者が、個人データを外国へ移転しております。

米国への移転が多くなってはおりますが、中国、東南アジア諸国も上位を占めております。

最後に、本調査により得られた結果から考察される事項について御説明いたします。

本調査について、アンケートの回答数が限定的であるため、統計的な信頼性には留意する必要がありますが、得られた結果から次のような可能性が考えられます。

自社保有の個人データの保管先は、国内や欧米諸国など、安全性を重視して選定されている一方、個人データの越境移転先はビジネス展開に合わせ、中国を含めたアジア諸国の割合が高くなる傾向が見られるのではないかと。

中国への越境移転は、どの業種においても一定程度行われているのではないかと。

自社社員情報のみならず、顧客などの社外の者の個人データが越境移転されるケースも多いのではないかと。その主要な目的は現地国での顧客へのサービス提供、データ入力業務などではないかと。

越境移転時には、契約などで移転先が適切に個人データを取り扱うよう規定されるケースが多いのではないかと。他方で、実際に移転先において、適正なデータ管理が行われているかどうか、監査などによりフォローしている移転元は限定的ではないかと。

調査において、移転後のデータ管理について、越境移転先国・地域の法令水準に従っているとの回答が約半数を占めたことに鑑みると、我が国の個人情報保護水準ではなく、越境移転先国・地域の法令水準のみにのっとり、移転された個人データの取扱いを規律することが相当多く、その中には必ずしも十分な個人情報保護法令が整備されていないような国への移転も含まれるのではないかと。その場合も、移転時に本人同意を得る際に十分な情報が提供されていないケースもあるのではないかと。

本調査で得られた知見も踏まえて、令和2年改正個人情報保護法の円滑な施行に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

浅井委員。

○浅井委員

今回の調査結果は、海外への業務委託の一般化やビジネスモデルの複雑化が進む中、個人情報の越境移転の実態とリスクの一端を示しています。

越境移転の後、移転元に対して、移転先における個人データの取扱い状況等の定期的な確認を求めるなど、来年から施行される改正個人情報保護法は、これらのリスクへ対応する規律が含まれます。

引き続き、課題の分析を進め、事業者の対応を促すとともに、改正法の施行に万全を期すことの重要性を改めて認識いたします。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたかございますか。

よろしいでしょうか。

今、浅井委員からお話でしたが、今後、委員会としても、事業者による情報提供の参考になるように、外国の制度について一定の情報を取りまとめて公表し、改正法の内容についても、委員会から丁寧な周知広報活動を行うなど、改正個人情報保護法の円滑な施行に努めてまいりたいと思います。

事業者におかれては、令和2年改正法の施行に間に合うように、必要な準備を進めることを改めて求めたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「LINE（株）事案の改善状況報告等について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 5月21日に行政指導を行いましたLINE株式会社より、改善状況の報告がありましたので、その内容を報告させていただきます。

委員会が行った指導項目のうち、項番1は、委託先における安全管理措置でございますが、2つに分かれていまして、上の段がアクセス権限の制御等の技術的安全管理措置であり、下の段がアクセスログの保存や監視等の組織的安全管理措置でございます。

それぞれの改善状況でございますが、上の段のアクセス権限の制御では、アクセス権限を付与する際には委託元にて承認を必要とする等の適切な管理を行うこと、アクセス権限を最小化すること、LINE社セキュリティ部門にて点検・監督を行うことの改善策が提示されております。

下の段のアクセスログの保存や監視では、LINE社ガイドラインに基づき、不正行為の検証をより実効的に可能とするログを保存すること、LINE社セキュリティ部門がログの定常的・定期的な監視を行うことの改善策が提示されております。

続いて、項番2は、委託先の監査でございます。

こちらについては、改善状況としましては、LINEグループ全体を対象とした個人情報管理規程に個人情報の監査条項を規定し、徹底すること、委託先に対する監査計画を策定し計画に従って監査を実施することの改善策が提示されております。

続いて、項番3はメッセージ通報機能における個人情報の取得範囲を利用者に分かりやすく説明していなかった件でございます。

こちらでは、通報機能の説明文言の修正、通報機能を横断的に管理する担当者を設置すること、レビューやリリース前テスト等の開発プロセスの整備、担当者が文言変更時及び定期的に説明文言の正確性を点検すること、また、通報機能以外の説明についても同様の

点検を行うことなどの改善策が提示されております。

これら提示された改善策に関して、特に問題となる箇所は見当たりませんが、今後もLINE社に対して改善策の確実な実施が確認されるまで、引き続き報告を求めたいと思います。

次に、LINE社から提出を受けたアクセスログの解析状況について御説明いたします。

まず、LINE社からの報告によると、LINE China社の開発者が過去1年間に通報されたメッセージ等の個人データへアクセスした件数は、メッセージが直接表示される画面へのアクセスが32件、メッセージを閲覧し得るアクセスが19件でありました。

続いて、LINE社から過去1年間のアクセスログを受領しまして、実際に、メッセージを閲覧できる画面へのアクセス件数を調査したところ、LINE社から報告を受けていたアクセス件数と一致することが確認されました。

現時点までの調査におきまして、LINE China社の開発者がメッセージを閲覧した可能性があるアクセスについての報告件数に誤りは確認されませんでした。

今回の報告事項は以上となります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

梶田委員。

○梶田委員 今回の改善策の一つとして、利用者に分かりやすい通知を行うというものがありませんでしたが、近頃、LINE社のデータ管理のスケジュールに関して、利用者への説明が不足していたとの公表がなされたところでございます。

個人情報保護法の個別の義務に関わるものではありませんが、利用者が求める情報を適切に提供し、説明することは、個人情報を適切に取り扱う上で重要と考えますので、しっかり対応していただきたいと考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか。

よろしいでしょうか。

LINE社が行政指導に対応して改善策を検討・実施していることが、今回の報告で分かりました。

現在も調査は継続していますが、改善策についても、その実施が確実に確認されるまで、引き続き、フォローアップを行っていきたいと考えます。

本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、公表することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、本議題については、公表することといたします。

本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料について、議題1の資料については、後日、別途公表することとし、

議題 2 及び議題 3 の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取扱いをいたします。

それでは、本日の会議は、これで閉会といたします。